

# 羽田博樹税理士事務所通信

(はたひろき)



令和8年1月号 vol.135



12月末、保護猫団体さまから1匹の子ネコを預かりました。  
名前はサニー、うす茶の茶トラ男子です。真菌で身体中がボロボロ、毛もはげはげ状態で保護された子だそうです。

現在、先住のムギ＆くるみと仲良く過ごせるかトライアル中。またひとつ生まれてきて良かったね！と言ってあげられる生命を、無事に我が家に迎えれたらと思っています。(トライアル結果の朗報を来月伝えられれば)



## 「走る税理士」が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

年も明け、3月決算の法人では、決算賞与を検討されている方もいるのではないでしょうか。決算賞与を税務上、損金とする要件についてご説明します。

### 「決算賞与の損金算入時期とは？」

決算賞与を期中に支給できれば問題ないのですが、未払計上した場合、税務上損金として認められるためには厳格な要件があります。

その要件とは、以下3つの全てを満たす必要があります。

- ①賞与の支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給をする全ての者に対して通知をしていること。
- ②通知をした日の属する事業年度終了日の翌日から1ヶ月以内に、①の通知した金額を通知をした全ての者に支払っていること（一人でも通知どおりに支払わなかつた人がいたら全額が損金として認められません）
- ③通知した日の属する事業年度において、会計上の損金経理をしていること。

最近では、通知を文書でなくメール等でされる法人も多いかと思います。

その場合、メールを事業年度末前に開封してもらえないか？という疑問がわきますが、「通知をすること」が要件なので開封までは必要ないようです。ただし、メールの送付漏れなどで通知できていない者が一人でもいれば、全額が損金にできません。

決算賞与は厳格な取扱いがあるのでご注意ください。

### 「今月の本の紹介」

「ラバウルの迷宮」  
(鈴木 智 著・河出書房新社)

ラバウルの捕虜収容所で、元日本兵により「忠臣蔵」が上演されたという史実を元に描かれた物語。

戦争が終わった時、ラバウルの地に残された元日本兵に、いかに生きるかの戦いを突き付けられた。

ラバウルという絶対絶命の舞台で、人々が抱える過去・現在・未来が同時に描かれた感動的な作品です。

### 「気まぐれ簡単レシピ」

<チーズ in マッシュルーム>  
・マッシュルーム(白) 8個 →軸を切りとり、軸は粗みじん切り  
・ブルーチーズ 50g、黒コショウ 少々  
・くるみ 10g、はちみつ 大1  
①チーズを細かくほぐし、マッシュルームの軸を混ぜる。  
②マッシュルームのかさの内側にチーズを詰める。黒コショウを振り、くるみを碎いてのせる。  
③アルミホイルに並べ、オーブントースターで5~10分焼く。  
④はちみつをかけていただきます。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

FAX 092-791-4298

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10 第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所